（昭和40年８月10日第三種郵便物認可）

ほっかい新報

2007年　週刊　月３回発行

12月２日　（第1721号）

発行所
ほっかい新報社
060-0806 札幌市北区北６条西７丁目
電話 011(726)4858
北洋銀行(普)0576770

定価
月ぎめ　230円　１部80円（〒120円）
年ぎめ　2,760円(〒1,440円)

灯油など石油製品の高騰は、道民生活と経済に重大な影響

共産党道政策委員長　畠山和也レポート

紙参議員、宮内聡さんらが道民要求をとどける政府交渉、発言する畠山（11月21、22日）

灯油価格値上げのご案内

日本共産党は、各地で住民のみなさんと日本の前途を語る「つどい」を開いています。私も道内各地で懇談を重ねていますが、日に日に強く語られるのがガソリン・灯油の高騰です。「こんなに上がった理由を、簡単に教えてほしい」「共産党も、いろんな団体と力を合わせて取り組んで」「いま何をしたらいいか」など、多くの質問・要望が寄せられています。

道民生活に深刻な影響

一つは、生活への圧迫です。灯油配達価格の相場によく用いられる生活協同組合の価格が、十二月から一リットルあたり九十六円（札幌地区）となります。十月に改定した七十九円から二割強の引上げで、昨年同時期よりも三割以上高くなります。これは一世帯あたり、年間約四万六千円の支出増となります。一昨年三月は一リットル五十五円ほどでしたから、この値上がりの異常さがよくわかると思います。離島では、すでに百円台に突入しています。

食品や石油製品の値上がりは、市民生活はもちろん、学校給食・病院配食など教育・医療分野にも深刻な影響を与えています。

もう一つは、経済・産業に与える影響です。経済産業省の調査では、特に影響の大きい業種としてクリーニング、化学、食料品製造、運輸、建設等があげられています。価格に転嫁できない中小企業も多くあり、人件費（給与）抑制へとつながっています。加えて北海道では、基幹産業である農漁業への打撃は深刻です。A重油は、二年前まで一㎏当たり四万九百円だったのが、今年は六万七千八百五十円（66%増）まで急激に上がっており「漁に出た分が赤字になる」との声が上がるほどです。

トラック協会やバス協会、船主協会などが、相次いで政府に要望書を提出しています。経営が苦しくなり、道民生活も圧迫され消費が伸びなければ、北海道経済が上向くはずもありません。

なぜ、高騰―抑制策こそ

今回の事態は複雑に要因がからみあっていますが過去の「石油ショック」とは異なる特徴として大きく二つの側面があると思います。

一つは、原油価格の決まり方です。石油輸出国機構（OPEC）による固定価格から、市場による変動価格となりました。この間の原油市場は、金もうけの手段としての投機により、需要の何倍も取引され価格がつりあげられています。そこに米国や中国などの石油需要、産油国の情勢不安などが重なっています。

と同時に、石油元売り大手六社が増収増益を続け、仕切り価格に一方的に転嫁・上のせをしていることです。最大手の新日本石油の経常利益（〇七年九月中間決算）は一五九一億円（21%増）となっています。

もう一つは、貧困が進むなかでの高騰です。七十年代の「石油ショック」は、民間給与がある程度伸び、革新自治体の広がりなどによる社会保障の拡充などもありました。しかし現在は、給与は九年間連続減、雇用の不安定、増税、社会保障の縮小・廃止などが相次いでいます。その上での値上がりですから、切迫さが格段に違うのではないでしょうか。

国、元売り会社の責任果たせる運動強化を

本格的な冬を迎え、打開が急がれます。おおもとにある投機資金への規制や、石油元売り会社への指導、備蓄の機動的な放出など、政府が効果的な対策をとることが重要です。

決定的なのは「国や元売り会社は、くらしを支えるために責任を果たせ」という世論の広がりです。先月、宮内聡衆議院比例予定候補を先頭にした政府交渉をおこない、経済産業省に原油高騰問題で要請しましたが、同省は国際動向や元売り会社の経営状況に触れて「難しい」との回答を連発しました。宮内候補らから、寒さに凍える道民の生活実態を示して「政府は安定供給の責任を果たすべきだ」と迫り、ようやく「生活の大変さは重々認識している」と述べたのです。

政治を、国民の側に立たせなければいけません。そのためには、苦しむ住民生活の実態や要求をリアルにつかみ、関連団体・業界に党もドンドン足を運んで実態を聞き、国や元売り会社にリアルな実態を集中していくことが重要です。マスコミ・地元紙などへの発信も効果があります。

もう一つは、地方議会等での取り組みです。国や道への意見書、申し入れを旺盛に進めましょう。福祉灯油は、九月一日現在三十四市町村で、検討する自治体も広がっています。実施・拡充を求めるとともに、各種保険料や水道料金等の軽減など家計を支える活動も、重要になります。切実な声を正面から取り上げることです。その声が、道や国へと続いていくことにもなります。

日本共産党は、国会で対策委員会を設置し、さらに実態や要求をつかみ、政府に対応を求める方針です。北海道でも、宮内聡比例候補を先頭に懇談や申し入れ活動を強めていくことにしています。私も現状打開に向けて、全力を尽くしたいと思います。

北電全役員が、役職に応じて献金これでも個人献金といえるのか！

真下議員の質問で明らかに

日本共産党道議団　事務局長　三上博介

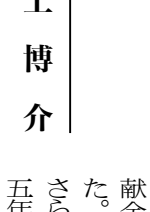

知事と北電の「異常な関係」

北海道で最大の企業である北海道電力の役員全員が、高橋はるみ知事の政治資金団体「萌春会」に献金している問題があきらかとなり、道民に大きな反響を呼んでいます。会長は十万円、社長は五万円、副社長は三万円など、役職によりランク付けが決まり、しかもほぼ同じ日に献金――「これは個人献金ではなく、形を変えた企業献金ではないのか」と追及する真下紀子道議に、高橋知事は「企業献金ではない」と、同じ答弁をくり返すだけ。政治資金規制法では、寄付について「組織的あっせん」を禁じています。（資料）知事や北電には、「なぜ役職により献金額が違うのか」「なぜほぼ同じ日に一斉に献金するのか」等、道民にわかる説明が求められます。知事と北電の〝深い関係〟の一端を浮き彫りにした真下議員の質問のポイントを紹介します。

役職の献金は三年連続

第三回定例道議会での花岡ユリ子道議の質問で、〇六年に北電全役員が、「役職に応じ、一人（道経連に出向中）を除き同じ日に献金」していた実態を明らかにしましたが、高橋知事は「私の政治活動に賛同し、献金していただいた結果」であり、あくまでも「個人献金」だと開き直りました。そこで、党道議団は、さらに二年間（〇四年、〇五年）遡って、「萌春会」の個人献金を精査し、「一覧表」をつくってみると、次々と新たな事実が判明しました。（下の表）

第一は、会長―十万円、社長五万円、……等の役職に応じた献金額は、三年連続同じであるという事実です。単年度でも「偶然」とは決して思われませんが、三年連続となるとこれは何

※寄付のあっせんに関する制限　政治資金規正法二三条の七の一項は、「何人も、政治活動に関する寄付に係る寄付のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄付のあっせんに係る行為をしてはならない」

北電役員の自民党への献金も〝横並び〟

全国の電力会社が、自民党の政治資金管理団体「国民政治協会」に献金していることはすでに「赤旗」新聞で報道されています。

念のため赤旗社会部に過去の北電役員の自民党への「個人献金」を調べてもらうと、驚くべきことに、役職による献金構造はまったく同じで、違うのは金額だけ―（〇六年の場合、会長と社長が三十万円、副社長が二十万円、常務が十五～二十万円など）です。北電役員からの献金は、総額で〇四年に計二百二十四万円、〇五年に計二百五十五万円、〇六年に計二百六十八万円となっていることがわかりました。

知事は北電役員からの献金を辞退せよ

公益企業である北電には、一般企業よりも高い倫理性が求められているところです。その北電が「個人献金」と称して、わが党の調査で判明しただけで三年連続、日付もほとんど同じ日に、役職に応じた金額の献金を続けることは「実質的には、経営陣の意思統一のもとに組織的に行われた可能性が極めて高い」（上脇教授）ことは疑いの余地がありません。

最近、新しく北電の南山会長が知事後援会の会長に就任するなど、両者は、ますます関係を深めており、北電泊原発で事故が連続している最中、最低限、献金は辞退すべきだということを厳しく指摘しなければなりません。知事の政治資金について、今後も道民の厳しい監視が必要です。

北電役職者の知事後援会への献金状況

2007年11月14日　日本共産党道議会議員団

氏名	04年（平成16年）		05年（平成17年）		06年（平成18年）	
	金額（万円）	献金年月日	金額（万円）	献金年月日	金額（万円）	献金年月日
A	10	7. 21	10	6. 7	10	6. 12
B	5	7. 21	5	6. 7	5	6. 12
C	3	7. 21	3	6. 7	2	3. 17
D	3	7. 21	3	6. 7	3	3. 24
E	3	7. 21	3	6. 7	0	
F	2	7. 21	2	6. 7	2	4. 11
G	2	7. 9	2	6. 7	2	6. 12
H	2	7. 21	2	6. 7	3	6. 12
I	2	7. 21	2	6. 7	1	3. 28
J	2	7. 21	2	6. 7	3	6. 12
K	2	7. 21	2	6. 7	2	6. 12
L	2	7. 21	2	6. 7	2	6. 12
M	1	7. 21	1	6. 7	2	6. 12
N	1	7. 21	1	6. 7	2	6. 12
O	1	8. 4	1	6. 7	2	6. 12
P	1	7. 29	1	6. 7	2	6. 12
Q	2	7. 21	2	6. 7	2	6. 12
合計	44		44		45	

（注１）資料は、04年、05年、06年の「政治資金収支報告書」の政治資金管理団体「萌春会」への個人献金の一覧から作成。
（注２）06年に役員交代（C、D、Eは退職、H、Jは副社長に、M、N、O、Pは常務理事にそれぞれ昇格）

焦点

十一月としては史上最高の冷えこみとなった。氷点下の真冬日が続いた。九月の高温との落差は三十数度のひどさ▼寒風ふきすさぶ中、道国保会館のまわりには、「後期高齢者を差別するな」「くらせる保険料に」など、のぼり十数本、プラスター五十枚が林立する。朝九時から、熱い息吹をはいて各地から参加▼時々黒塗りの車（市町長が乗ったやタクシーが乗りつける。若い人、年輩の方など、多くのデモンストレーションに驚く▼北海道後期高齢者広域連合議会の本会議の日である。連合の事業の方針を定める「広域計画」と保険料率を定める「保険条例」を審議、議決する▼審議に立った九割方は清水雅人、中橋友子の両議員。ほとんどの議員が沈黙を重ねる。社保協など四件の陳情については三十人近い議員が質疑も討論もせず反対し、不採択となる▼中橋友子さんの諄々としたハリのある質問に、所得割率九・三%は全国最高、「住民説明は不十分だった」「二人世帯はかなりの町で国保税より割高になる」など、連合側は認めざるをえなかった（うら面）▼「医療費の適正化」を強調した計画は、異様なもの。柱立ては四県しかなく、山梨県と同文―清水雅人さんの質疑でうきぼりに。欠陥の多い制度は中止しかないが、次善の策が欠かせないのも事実だ▼国民・道民のいきる社会・政治へ共同をきらに。

赤旗〈日曜版〉
定価八〇〇円〒144（一部一〇〇円）
日本共産党中央委員会発行

道後期高齢者医療広域連合－「広域計画」と保険料決定
制度実施中止、抜本見直しの当事者などの声を無視

十一月二十二日、国保会館（札幌市南二西十四）で「第一回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会」が開かれ、「広域計画」と保険料（平均八万六千二百八十円）等条例が、ともに清水雅人、中橋友子議員以外の賛成で決められました。保険料条例案に対する反対討論、陳情に賛成の討論と道社保協・甲斐基男事務局長の意見陳述を紹介します。

住民の合意なく全国トップの高い保険料、四十二号の反対討論

広域連合議会議員　中橋　友子

私は、議案四十二号、保険料条例案に関する討論および住民から出された陳情二号、四号に関する賛成討論を簡潔におこないます。

議案四十二号は、来春から開催することをはじめ、住民啓発と住民との合意形成を提案したのでありますが、極めて不十分なまま今日を迎えたということであります。六十六万人の参加する大型保健事業にふさわしい準備がされているとはいえません。

国保税より重い保険料

第二に、保険料の料率は全国平均より相当割高になり、均等割と所得割は全国最高水準になっており、かつこれまで国保に入っていた方々の二人世帯の場合、国保よりもかなり重い負担を強いるものになっていることであります。

国保税は札幌市や小樽市、産炭地の場合、低い負担になっていましたが、新制度により一万円近くアップする方が、かなりを占めています。新制度に移行する場合、初年度から負担増をもたらす制度設計は重大な欠陥があるものといわざるをえないのであります。

第三に、減免については七、五、二の法定軽減と独自減免がうたわれましたが、「担税力をこえた負担にしない」「生活費非課税」の原則が確立されたとはいえないことであります。せめて札幌市税条例三十五条なみに納税すると生活保護水準以下になる場合は差額を減免する、という原則をうたうべきです。国保の場合、医療費の一部負担についても、減免と猶予がされています。せめてこれなみの減免規定を条例上も定めておくことが妥当だと考えます。

健診有料化やめて

第四に、健診の有料化と葬祭費三万円据え置きなど、低い給付に改善がないばかりか、国並みの「自己責任」の姿勢があらわなことであります。健診の自己負担については、一割にすると固執していますが、これは十六県にすぎません。

宮城、千葉のように、自己負担しない県が十八県、また市町村に任せるのは十県など、大勢は無料化の継続であります。現在、道内の八割で無料化なのに、七十五歳以上は有料化することはひどすぎます。これらは、道の責任で無料化を堅持すべきと考えます。

住民の陳情に賛同

二つの陳情は、新制度に不信をもちつつも、なお実施するとしたらせめてこれだけは、と改善を願っているものです。制度の賛否はともかく、陳情者の気持ちは道民の生活をふまえた現実的なものであり、私たちは賛意を表するものです。

「第二基本計画」「二事業運営の安定化」では、「治療の長期化や複数疾患の併有などの心身の特性に応じたふさわしい医療の提供」「後期高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるよう」にする医療提供の基本的な立場を示しています。

しかし「三医療費の適正化」では「高齢者の医療費の伸びを適正化していく」すなわち医療費を抑制するとしており、両者は矛盾しているのではないか。

後期高齢者の心身の特性と相応しい医療の提供に対して、医療費を抑制すれば、「治療の長期化、複数の罹患がみられる」特性が、「早く退院して自宅で療養し、複数の診療科の外来受診をやめて、一つの診療科にする」となり「症状の軽重は別として、認知症の問題がみられる」認知症の特性は「医療費の自覚がなくなるので、あらかじめ医療費の上限を決めておく」ということであり、「いずれ避けることのできない死を迎える」ので「医療費が高い病院で終末期を迎えるのではなく、自宅で死を迎えるように」ということになり、「医療費の適正化」は、必要な医療を制限するいのちに関わる高齢者の人権侵害につながるもので削除を求めます。

運営協の公募委員定数、公聴会設置明記を

第三点は、制度施行後に設置する運営協議会での公募委員の定数および公聴会設置を明記することです。

北海道広域連合の議員は間接選挙、定数も百八十市町村で三十二人、高齢者・道民の声が反映しにくい仕組みです。

ですから、高齢者・道民の意見を反映することを保障する仕組みをつくることに最大限の努力が求められるのではないでしょうか。

新しい制度が円滑に運用されるためには、当事者である高齢者が参加した運営協議会が必要であり、論議に参加するためには定数の三分の一とし、公募方式は制度の民主的な運営のために不可欠です。また、道内各地での公聴会等の開催など直接高齢者や道民の声を聞き、運営に反映させることも広域計画に明記することが必要だと考えます。

国の考え方に関わる問題もありますが、広域連合の自治機能を大いに発揮して、北海道に住む高齢者が「本当に長生きしてよかった」と思えるよう「広域計画」の充実をもとめ、意見陳述とします。（以上）

◇　◇

世論と運動による成果として……道社保協声明より

①保険料を当初予定から1万円以上引き下げることができました。とりわけ低所得者層の保険料を引き下げることができたことは大きな成果です。

②国と道に対して、「高齢者の負担軽減のための財政支援を」「当事者への周知徹底を」求める意見書が全会一致で採択されました。私たちが提出した陳情の精神を組み入れた決議です。

③「住民の意見を反映する」ことが「計画」に明記され、来年度発足する運営協議会に公募委員を入れる方向が示されました。

④「医療費の適正化」項は残りましたが、これは「健康を維持するのにふさわしい医療を保障する」意味であるとの答弁があり、さらに「高齢者にふさわしい医療の提供」が明文化されました。

70人の市民・高齢者が街頭でアッピールしたのち、議会を傍聴しました（07.11.22）

北海道社保協陳情書についての意見陳述（要旨）～広域計画案

北海道社会保障協議会事務局長　甲斐　基男

道広域連合は、去る九月二十五日「広域計画素案」を発表、パブリックコメントなどの道民や高齢者の意見が反映された「計画案」となっています。広域連合事務局のみなさんの「より良い制度にしよう」というご努力の結果であり、敬意を申し上げます。

同時に、さらにもう一歩踏み込んで、後期高齢者医療制度によって生み出される高齢者の様々な困難や被害を少しでも軽減する「広域計画」でありますよう念願いたします。

資格証明書等の発行は行わないこと

第一点は、生活困難な高齢者に対する資格証明書等の発行は行わないこと、および市町村での相談体制を拡充することの旨を「広域計画」に明記することです。

ご承知のように、これまで七十五歳以上の人に対しては、保険証を取り上げて「資格証明書」を発行することを、障害者や被爆者とともに、人道的な配慮から禁止されていました。

こうした人道的配慮は、制度が新しくなっても、制度対象が高齢者ですから、その主旨は普遍ではないでしょうか。

しかも「資格証明書」などの発行は、高齢者の特性に応じた「適切な医療」をかかげる法の精神から逸脱し、かつ、医療制度から排除することになり、国民皆保険制度の否定につながりかねません。

実際の窓口になる市町村が、親身になって相談できる体制の拡充を明記することを申し述べます。

「医療の適正化」の項削除を

第二点は、「医療の適正化」を削除することです。

道が道立試験研究機関（農業試験場など二十六機関。以下、道立試と略す。）の地方独立行政法人化（以下独法化）への動きを強めているなか、十一月二十三日、道立試の未来を考える実行委員会主催で、「道立試が担う地域振興と基礎科学の役割を考えるシンポジウム」が札幌市内で開催され、道内各地から研究員などが参加しました。

話題提供に立った石川靖道環境科学研究センター地域環境科長は、道立試が面積の広大さ（全国の22％）から現在も広域的に二十六機関配置されているが、これまでも時代とともに改組（公害防止研究所を環境科学研究センターへ、寒地研を北方建築総合研へ）や新設（食品加工研究センターやアイヌ民族文化研究センター）など、時代に応じて改組・改革も行ってきたとしました。

独立行政法人化で地域振興と基礎科学になう役割は果たせるか
―道立試験研究機関の未来を考えるシンポ―

ついで同氏は、道が三定道議会総務委に報告した道立試の独法化案（二〇一〇年四月実施予定）の四つの理由、①二年前の行革大綱よりも財政の悪化で基礎的・投資的業務に予算をかけられない―について、独法化は公平性、公共性という公務が担う本来の役割の放棄による事実上の民営化であり、百年以上の歴史がある農試や水試の風土や文化の違いなどを無視した統合は、国立研究機関でもやっていないし、技術指導や普及機能を有する農試や水試の独法化は適当でないとしている県もある、導入コストや後年度負担が大きいとして制度の導入そのものを見送るとしている県や市もすでに独法化された国立研究機関と国立大学からもパネラーに参加し、それぞれ短い報告と意見交換などが行われました。

すでに独法化された全農林筑波地本委員長の池長裕史氏は、独法化によって「自律的運営で自由度が増し、仕事がしやすくなる」「よりよい成果を効率的に達成する」とされたが、実際には目標が示され、その達成度が評価され、目標を達成しないと予算を削減されるなどのペナルティーがある（国立研究機関）などと報告。北海道大学の光本滋氏は、「学問の自由」の擁護や財政保障をうたった国会の附帯決議の多くは反故にされ、独法化は当初から大学の再編・統合を意図しており、国立大学法人法の目的「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、わが国の高等教育及び学術研究の水準向上と均衡ある発展を図ること」が顧みられていないなどと問題点を指摘しました。（米谷）

お知らせ

アレン・ネルソン講演会in北大

12月3日㈪18時30分～
北大文系棟W103教室
実行委090―6193―1939

㈶アイヌ文化推進機構設立10周年記念シンポ

4日㈫18時～札幌教文会館（北1西13）
基調講演：佐々木高明・元国立民族学博物館長
パネルディスカッション
連絡011―271―4171

最新イラクレポート―現地取材報告―

7日㈮18時30分～札幌エルプラザ（北8西3）3F
講演者：西谷文和・フリージャーナリスト
◎参加費五百円／主催・医療九条の会・北海道
011―758―2648

現代イラク映画セレクション

「イラク、わが故郷亡命者サマーワへ還る」「夢」
9日㈰札幌教文会館／各3回上映◎2作品で前売一般千二百円、大学生以下千円
主催：上映実行委011―747―7314

08春闘学習討論集会

15日㈯14時～16日12時30分
定山渓ビューホテル
基調報告（15日）小田川義和・全労連事務局長
特別報告「格差社会とたたかう（仮題）」後藤道夫・都留文化大学教授
2日目（16日）9時～4分科会・学習講座／12時～全体会◎参加費一万三千円☎011―815―8181